

「飯舘村原発被害者訴訟」 損害賠償請求事件 第5回 口頭弁論期日のご案内

謝れ！償（まや）え！かえせふるさと飯舘村

2022（令和4）年9月14日

傍聴・報告集会へ
ご参加ご支援をよろ
しくお願いします！

飯舘村原発被害者訴訟弁護団
代 表 弁護士 大橋 正典
（広報担当）
副 代 表 弁護士 中川 素充
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-17-2
第三遠藤ビル3階 オアシス法律事務所
電 話 03-5363-0138
FAX 03-5363-0139

福島県相馬郡飯舘村の住民13世帯31名が国と東京電力ホールディングス株式会社を被告として東京地方裁判所に提起した損害賠償請求訴訟の第5回口頭弁論期日が9月28日（水）午前10時30分から行われます。

同日は、原告の齋藤さん（男性）が意見陳述を行います。「初めての意見陳述でとても緊張していますが自分の思いを皆さんに聞いていただきたい。」とおっしゃっています。

ぜひ、多くの皆様の傍聴・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

「飯舘村原発被害者訴訟」第4回口頭弁論期日

日時：2022年9月28日（水）午前10時30分より

場所：東京地方裁判所 6階 626号法廷

※ 原告 齋藤さん（60代 男性） 意見陳述

「私の人生～原発事故で失ったもの～」

報告集会

時間：裁判終了後 午前11時20分頃より

場所：日比谷図書文化館 4階 セミナールームB（地図裏面）

※ 日比谷公園内の旧日比谷図書館です。

内容：1. 当日の裁判解説

2. 原告団長 菅野哲さん、齋藤さんを囲んで

3. 原発訴訟の状況などについて

4. 支援者、ご参加者の皆様から

法廷
変わりました

原告 齋藤さんの意見陳述

第5回目の口頭弁論期日では、原告の齋藤さんが東京地方裁判所の626号法廷で意見陳述を行います。

齋藤さんは、昭和28年に飯舘村の稲作農家の三男として生まれました。中学卒業後は集団就職で上京し、昼は旋盤工として働きながら夜間高校に通い、卒業後は都内の会社に就職しましたが1970年代のオイルショックで仕事を失い飯舘村に戻りました。その後、齋藤家に見初められて婿入り結婚。齋藤さん、妻共に働きながら農作業をして、3人の子ども達を育て上げ、あと2年で定年退職という時に原発事故がおきました。福島市内での避難生活が始まり、齋藤さんは川俣町へ、妻は飯舘村へ共に片道車で1時間30分の通勤生活が始まり、肉体的にも精神的にも疲弊していくなかで、少しずつ夫婦関係に亀裂が入り、コミュニケーションが取れなくなり、遂に離婚することになってしまいました。

今、一人で生活しながら「なぜこんな事になってしまったのだろう。」と納得できず、原発事故が憎らしいと話します。齋藤さんが歩んできた人生、原発事故によって失った生活、ふるさと、そして現在の思いを強く訴えます。

1. 第5回口頭弁論期日（2022年9月28日）の行動予定

- ・ 午前10時00分 東京地方裁判所正面ロビー集合
- ・ 午前10時20分 626号法廷へ移動
- ・ 午前10時30分 第5回 口頭弁論期日 開廷
原告 齋藤さん 意見陳述
- ・ 午前11時30分 報告集会 日比谷図書文化館4階セミナールームB
(日比谷公園内の旧日比谷図書館)

日比谷図書文化館
(旧日比谷図書館)
日比谷公園内



2. 訴訟の概要

事件名：「飯舘村原発被害者訴訟」損害賠償請求事件

事件番号：令和3年（ワ）第5562号、同第30832号（13世帯31名）

継続：東京地方裁判所 民事第50部

被告：国及び東京電力ホールディングス株式会社

請求の内容：① 初期被ばく慰謝料請求

② ふるさと喪失（飯舘村「村民生活破壊」）慰謝料請求

③ 弁護士費用

請求金額：1人当たり金715万円（内訳）初期ひばく慰謝料とふるさと喪失慰謝料の合計650万円＋ 弁護士費用（65万円）